

答弁書第二三三号

内閣参質一九五第二三三号

平成二十九年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院副議長 郡 司 彰 殿

参議院議員古賀之士君提出資産凍結等の対象の範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員古賀之士君提出資産凍結等の対象の範囲に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「金正恩朝鮮労働委員長」及び「朝鮮労働党」については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく御指摘の「資産凍結等の措置」の対象として指定しているものではない。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

O

O